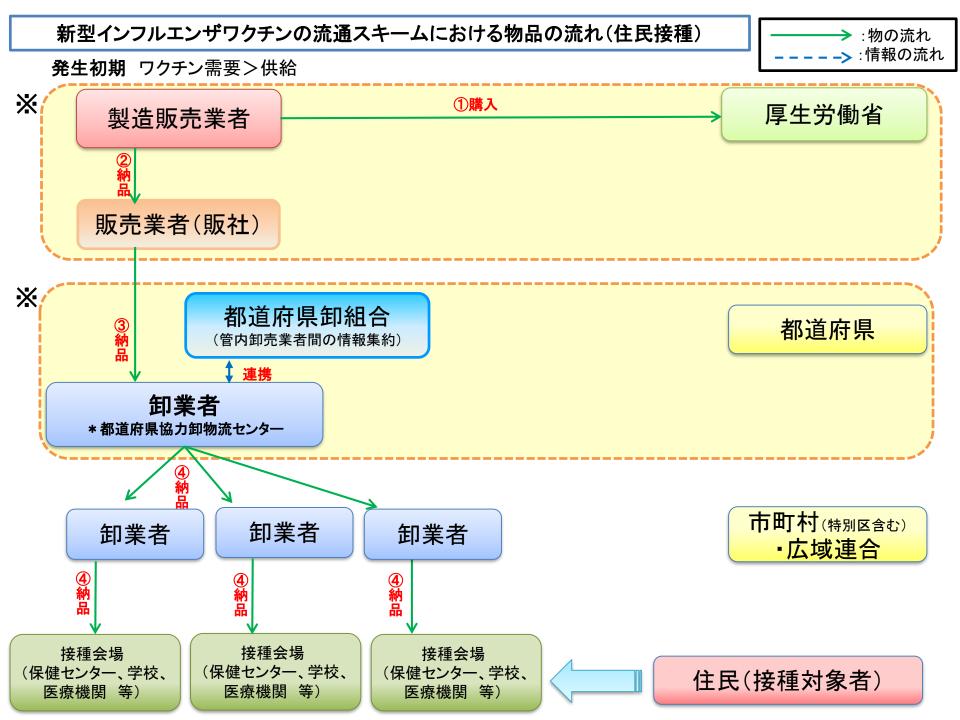


## 新型インフルエンザワクチンの流通スキームにおける情報の流れ(住民接種)

【新型インフルエンザ発生後の流れ】 (発生初期 : ワクチンの需要が供給を大きく上回っている状況)

- (2)情報の流れについて
- ① 厚生労働省は、事前登録された都道府県の接種対象者数等の情報に基づき、購入したワクチンの単位(種類)毎に都道府県別のワクチン配分数を決定し、その内容を都道府県に通知する。
- ② 厚生労働省は、①で決定した都道府県別のワクチン配分数を、ワクチンの製造販売業者及び販売業者に通知する。
- ③ 都道府県は、①において示された都道府県別の配分数に基づき、必要に応じて市町村と協議の上で接種会場別のワクチン配分数を決定し、各市町村へ連絡する。
- ④ 都道府県は、卸業者(都道府県協力卸物流センター)に対し、③で決定した接種会場別のワクチン配分数を通知するとともに、事前登録情報に基づく各接種会場への納品を依頼する。
- ⑤ 市町村は、③で決定した接種会場別のワクチン配分数を踏まえ、接種対象者を選定し、個別に通知する。
- ⑥ 通知を受け取った接種対象者は、接種を希望するか否かを含めて市町村に回答する。
- ⑦ 市町村は、ワクチン接種者数、ワクチンの納品状況及び接種会場におけるワクチンの在庫状況を把握し、都道府県に報告する。
- ⑧ 市町村は、(⑦とは別に、)管内の接種会場を担当する配送担当の卸業者に対し、各接種会場におけるワクチンの在庫状況を情報提供する。
- ⑨ 卸業者(都道府県協力卸物流センター)及び都道府県卸組合は連携して、各配送担当の卸業者を通じて各接種会場における出荷・在庫 状況のほか、各業者の出荷状況及び在庫状況を取りまとめた上で、販売業者及び製造販売業者に情報提供する。
- ⑩ 都道府県卸組合は、 ⑨で取りまとめた情報を、都道府県に情報提供する。都道府県は、当該情報と⑦で入手した情報とを突合し、ワクチン需給に係る状況を確認する。
- ① 都道府県は、⑩で突合した接種者数、ワクチンの納品状況及び接種会場におけるワクチンの在庫情報を厚生労働省に報告する。また、ワクチン出荷・在庫に関する情報は都道流府県卸組合にも共有し、情報の整合性を確認する。厚生労働省は、都道府県の情報をもとに、次回の配分量を決定する。
- ※ 上記のほか、厚生労働省、都道府県、市町村、製造販売業者及び販売業者は、卸業者(都道府県協力卸物流センター)及び都道府県 卸組合と連携し、出荷・在庫状況等の情報を共有する。
- ※ 報告様式については、別途通知する。



## 新型インフルエンザワクチンの流通スキーム(住民接種)

【新型インフルエンザ発生後の流れ】(発生初期 : ワクチンの需要が供給を大きく上回っている状況)

- ① 厚生労働省は、ワクチンの製造販売業者から、新型インフルエンザワクチンを購入する。
- ② 製造販売業者は、出荷判定済となったワクチンを販売会社に納品する。
- ③ 販売業者は、都道府県別の配分数に基づき、速やかに卸業者(都道府県協力卸物流センター)に納品する。
- ④ 卸業者(都道府県協力卸物流センター)は、事前登録された配送担当の卸業者※を通じて、事前に決められた接種会場別のワクチン配分数を、市町村の接種会場(保健センター、学校、医療機関等)に納品する。
  - ※ 何らかの事由により事前登録された配送担当の卸業者のみでは対応困難な場合については、随時、都道府県卸組合が 配送担当の卸業者を調整するものとする。その際は、都道府県をとおして、市町村に情報提供すること。